

ID: 1547

担当部署: 地域整備課

処分の概要	延滞金の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第56条の3第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 法第56条の3第2項の規定による。 (負担金の滞納処分) 第56条の3 2 前項の督促をするときは、政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日